

住民税(町・県民税)の申告、 確定申告はお早めに！

受付期間：2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、振替休日を除く

「住民税(町・県民税)の申告」と「所得税および復興特別所得税の確定申告」の相談受付が始まります。
期日間近になると大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。

住民税(町・県民税)の申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、南越前町に住所がある方は、前年中に収入がない方でも住民税の申告が必要です。
- 公的年金受給者のうち
▶ 年金以外に他の所得(給与・営業・不動産など)があった方
 - 給与所得者のうち
▶ 給与支払報告書が勤務先から南越前町に提出されていない方
▶ 給与以外に他の所得(営業・不動産・年金など)があった方
 - 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除などを受けようとする方
 - 国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者
※保険税(料)の算定のため、所得がなくても申告が必要です。
 - 所得証明書が必要な方
ただし、次に該当する方は住民税申告の必要がありません。
▶ 所得税の確定申告をした方
▶ 給与所得のみ、または公的年金所得のみの方で、支払者から支払報告書が提出されている場合
▶ 無所得、無収入で被扶養者(税金上の扶養にとられている方)



副収入のあった方は必ず住民税の申告を！

所得税では、給与所得、退職所得以外の所得が20万円以下の場合または、公的年金等の収入が400万円以下でかつ、公的年金等以外の所得が20万円以下である場合などには、確定申告が不要とされています。
しかし、住民税にはこのような制度がなく、他の所得と合算して税額を算出しますので、給与所得者や年金所得者で副収入があった方は、収入の額にかかわらず住民税の申告が必要です。

【副収入の例】営業、農業、定置網組合の配当、地代、家賃、講師謝礼、報酬、上場株式等以外の配当など



住民税の申告をしないと

- ▶ 国民健康保険税の軽減や各種控除などが受けられなくなります。
- ▶ 所得・課税証明書などが発行できなくなります。

所得税の確定申告が必要な方

- 公的年金受給者のうち
▶ 年金以外に20万円を超える他の所得(給与・営業・不動産など)があった方
- 給与所得者のうち
▶ 給与(年末調整済み)以外に20万円を超える所得があった方
▶ 扶養や社会保険料控除などで年末調整の内容に追加・変更がある方
- 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、住宅借入金等特別控除などを受けようとする方
- 営業や不動産収入などから所得税が発生する方
- 給与収入額が2,000万円を超えている方 など

公的年金を受給している方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、所得税の還付を受ける場合には、確定申告をする必要があります。

申告相談の際には、下記のことを必ずお持ちください！

- 印鑑(認印)
- 税務署からのお知らせが届いている方はその通知(ハガキまたは通知書)
※申告書用紙が届いている場合は、その用紙も持参してください。
- 利用者識別番号の紙
- 給与や公的年金などの源泉徴収票、報酬などの支払報告書
- 農業や不動産の収支内訳書など所得計算に必要なもの
※収支内訳書の記入を事前をお願いします。
※農業の収支計算は、農協で発行される「年間供給取引明細書」があると便利です。
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの支払証明書、国民年金保険料控除証明書など
- 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
※受診した人および医療機関ごとに分けて、事前に集計をお願いします。
※明細書を記載し提出される場合、領収書の添付は不要になります(領収書は自宅で5年間保管)
※医療保険者から交付された医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付すると、添付分の明細の記入を省略できる場合があります。
- 寄附金の領収書または受領書(寄附金控除を受ける方)
※ふるさと納税で「ワンストップ特例」を申請された方も、申告をする場合は添付が必要です。
- 申告者本人の金融機関の口座番号などが分かるもの(所得税の還付申告をする方)
※口座振替での納付希望の方は口座の届出印が必要です。
- マイナンバーカードなどの本人確認書類(申告者本人および扶養親族、事業専従者)
※マイナンバーカードをお持ちの方 → マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない方 → 下記の2点が必要

番号確認書類

- ▶ マイナンバー「通知カード」
- ▶ マイナンバーの記載のある住民票の写し

のうちのいずれか1つ

身元確認書類

- ▶ 運転免許証 ▶ 身体障害者手帳
- ▶ パスポート ▶ 在留カード
- ▶ 公的医療保険の被保険者証

などのうちのいずれか1つ

+

申告相談と受付期間

会 場	受付期間(平日のみ)	申告相談内容
武生税務署	2月17日(月)～3月16日(月) 午前9時から午後4時 ※混雑状況により、終了時間前に受付を終了する場合があります。	▶ 確定申告のみ
南越前町役場 今庄事務所 河野事務所 ※各地区公民館、集落センターなどでの申告相談はありません	2月17日(月)～3月16日(月) 午前9時から午後4時30分	▶ 住民税申告 ▶ 確定申告 ※申告の内容によっては、税務署での申告をお願いする場合があります。
次の申告は税務署でお願いします。 ▶ 株の売買・先物取引・仮想通貨の申告 ▶ 災害などで雑損控除を受ける方	▶ 青色申告 ▶ 1年目の住宅借入金等特別控除 ▶ 亡くなった方の確定申告	▶ 土地や建物、株などの譲渡所得 ▶ 平成30年以前の申告

所得税および復興特別所得税の納付期限について

▶ 納付書で納める場合 **3月16日(月)** ▶ 口座振替で納める場合 **4月20日(月)**

■ 問合せ 武生税務署 Tel 0778-22-0890 (自動音声案内) 町民税務課 Tel 0778-47-8014
今庄事務所 ☎ 0778-45-1111 河野事務所 ☎ 0778-48-2111